

注 文 書

1. 契約番号 2026000004

2. 業務名 機械警備業務（鬼首地区公民館・オニコウベリフレッシュセンター）

3. 業務場所 大崎市鳴子温泉鬼首字原43番地1

4. 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

5. 別添書類

- (1) 仕様書
- (2) 参考明細書
- (3) 図面等

6. 担当課 大崎市教育部鳴子公民館

仕様書

以下の仕様において、大崎市を甲、受託者を乙とする。

- 1 委託業務名 機械警備業務(鬼首地区公民館・オニコウベリフレッシュセンター)
 - 2 施行施設 大崎市鬼首地区公民館
大崎市オニコウベリフレッシュセンター
 - 3 委託業務場所 大崎市鳴子温泉字鬼首字原43番地1
 - 4 施行目的 施行施設において、主に職員又は管理人の不在時に、火災・盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、施設物品の保全をはかることで、公民館業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。
 - 5 施行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
 - 6 施行仕様
 - (1) 警備機構
 - ア 監視装置 各施設に設置した警報機器により感知する異常情報を自動的に受信し得る監視装置を乙の事業所内に設置すること。
 - イ 乙の体制 乙は、監視装置を常に操作できる従業員を定めて、盗難及び不法侵入、自動火災報知設備について間断なく監視するとともに、常に緊急に出動できる従業員と連絡を保持し、施設の異常事態に備えること。
 - ウ 異常の受信方法 一般加入電話回線の使用を可とする。ただし、使用の際は、業務に必要な範囲とする。
 - (2) 警備範囲 施行施設の全てとする。 *施行目的を達成するような範囲とする。
 - (3) 警備任務 乙は、次の業務を実施すること。
 - ア 火災・盗難及び不良行為の拡大防止
 - イ 事故確知時における関係先への通知・連絡
 - (4) 警備実施時間
 - ア 防犯（盗難・不法侵入等に対する備え）については、機械警備機器セットからセット解除までとする。
 - イ 火災については、終日とする。
- *各施設は、通常午前9時から午後9時まで開館しており、年末年始（12月29日から1月3日まで）のみ閉館している。

(5) 機械設置

- ア 警備に必要な機械設備は、乙が一切の費用を負担して設置し、乙の所有とする。
また、機械設備の不備から生じた機械設置の損害については、乙の負担とする。
ただし、甲の責に帰すべき理由により乙の設置した機械に損害が生じた場合は、
その実費を乙に支払うものとする。
- イ 機械設備の設置完了後においては、甲の都合により既設の機械設備を移設又は
増設の必要が生じた場合は、甲は事前に乙へ通知するものとし、これに要する工
事の費用は甲が負担するものとする。

(6) 機械設備の撤去

本契約の終了等に伴い不要となった機械設備は、乙が撤去し、これに要する一切
の費用は乙が負担するものとする。

(7) その他機械警備に係る一般事項

- ア 停電時にも警報機器が作動するように予備バッテリーを内蔵し、かつ30分以
上電源供給でき、機械警備に支障をきたさないようすること。
- イ 警備業務に関する報告書は、毎月1回、翌月の15日までに提出すること。
- ウ 緊急に従業員を現場に出動させた場合、その状況を施設担当者へ報告するとともに、施設に事故が発生した場合は、速やかに施設の緊急連絡者に事故の内容を報告するものとする。
* 予め施設の緊急連絡者を指定し、連絡優先順位を明示した3名以上の名簿を
乙に提出することにする。
- エ 乙の業務遂行上必要な施設の鍵を乙に預託し、乙は、預託された鍵を厳重に取
り扱い保管するものとする。
- オ 乙は、施設に設置した警報機器について適宜保守点検を行い、乙の事業所内に
おいて正常作動を確認するものとする。万一作動に異常を認めたときは、速やかに
警備上の安全な処置を講ずるものとする。
- カ 乙は、契約締結後の業務開始に係る警報機器設置工事等のため機械警備を実施
できない場合は、その期間巡回警備を実施し、施設の出入口等の施錠点検、火災
予防等の安全確保に必要な事項を点検確認するものとする。その際には、乙の制
服を着用し、身分証を携帯するものとする。また、万一警備実施時間中において
利用回線不通等のため機械警備が不可能になった場合にも前段と同様の巡回警
備を実施するものとする。
- キ 警備業法にある要件をすべて満たしていること。

(8) 委託料の支払い

甲が支払う委託料は、毎月均等に支払うものとする。

7 業務仕様

(1) 基本業務

- ア 契約物件に警報機器を設置し、設置された警報機器によって伝達される「異常」
の有無を監視し、「異常」に対して関係機関への通報並びに対応業務を行う。
- イ 「異常」を受信してこれを示す機械設備及び当該機械設備の正常作動を確認し
得るに必要な機器をその管制本部に設置し、業務実施時間中管制担当者を定め、
契約物件にかかる「異常」の有無を間断なく監視するものとする。

ウ 業務実施時間中に、契約物件に事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の状況、その他詳細について報告書を提出する。

(2) 防犯業務

ア 警報機器などにより感知される侵入異常の監視、異常受信時の緊急対処と警察機関への通報を行う。

イ 異常情報時は、遅滞なく契約物件に緊急要員を急行させ内容確認、必要と認めたときは警察機関への通報を行うとともに事態の拡大防止のための必要な処置をとる。

(3) 火災監視業務

ア 警報機器などにより感知される火災異常の監視、火災異常受信時の緊急対処と消防機関への通報を行う。

イ 異常情報時は、契約物件に電話連絡し火災発生と判断したときは消防機関への通報を行うとともに緊急要員を契約物件に急行させ、必要な処置をとる。

8 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

9 本工事の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

10 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をうととともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認め

られるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

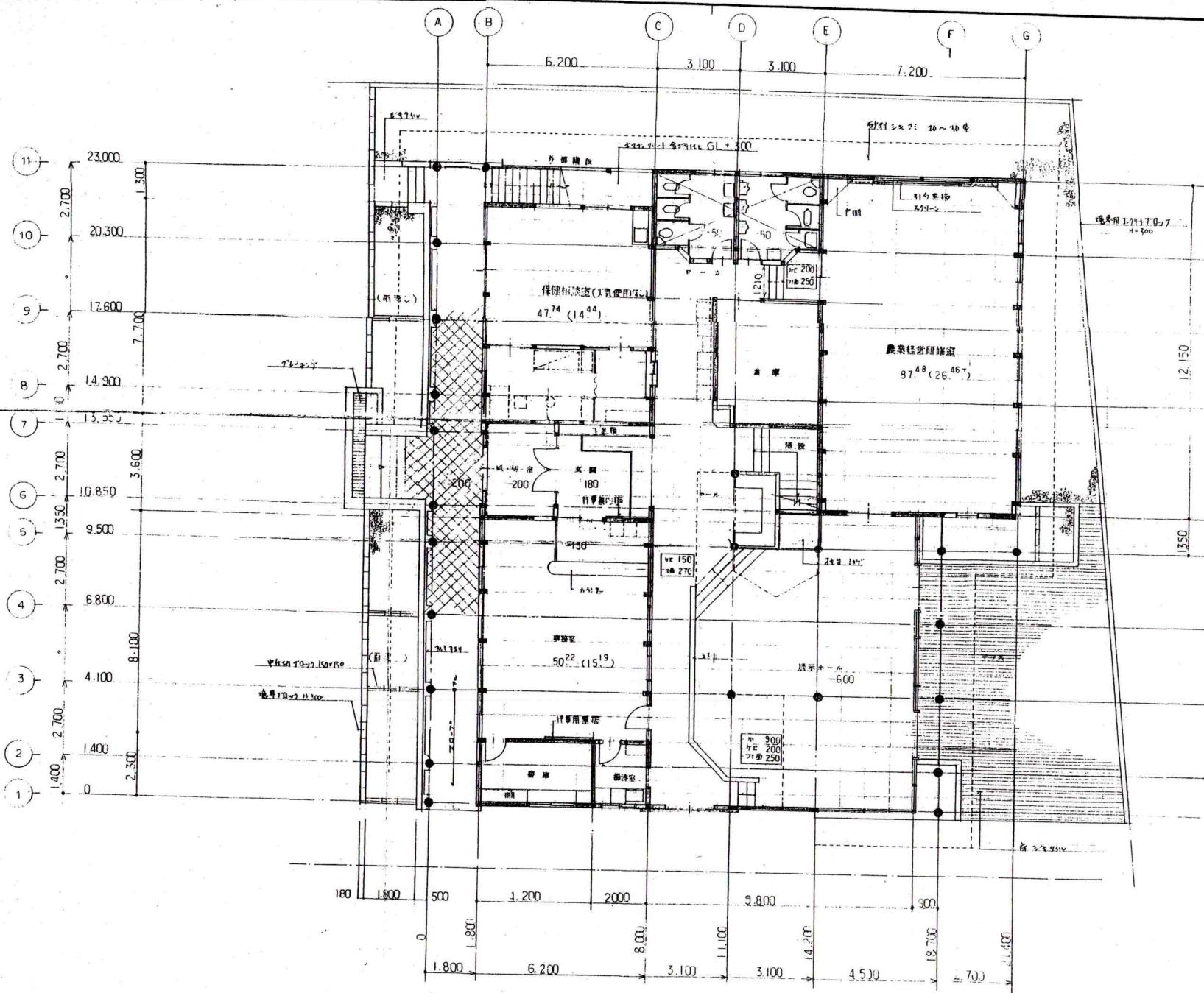
業務設計内訳書

業務内容:機械警備業務(鬼首地区公民館・オニコウベリフレッシュセンター)

項目	数量	単位	単価	金額	備考
機械警備	60	月			契約期間(5年 = 60ヶ月)
					令和8年4月1日～令和13年3月31日
計					
消費税相当額	1	式			
合計 (業務委託費)					契約期間(5年)総額

位置図





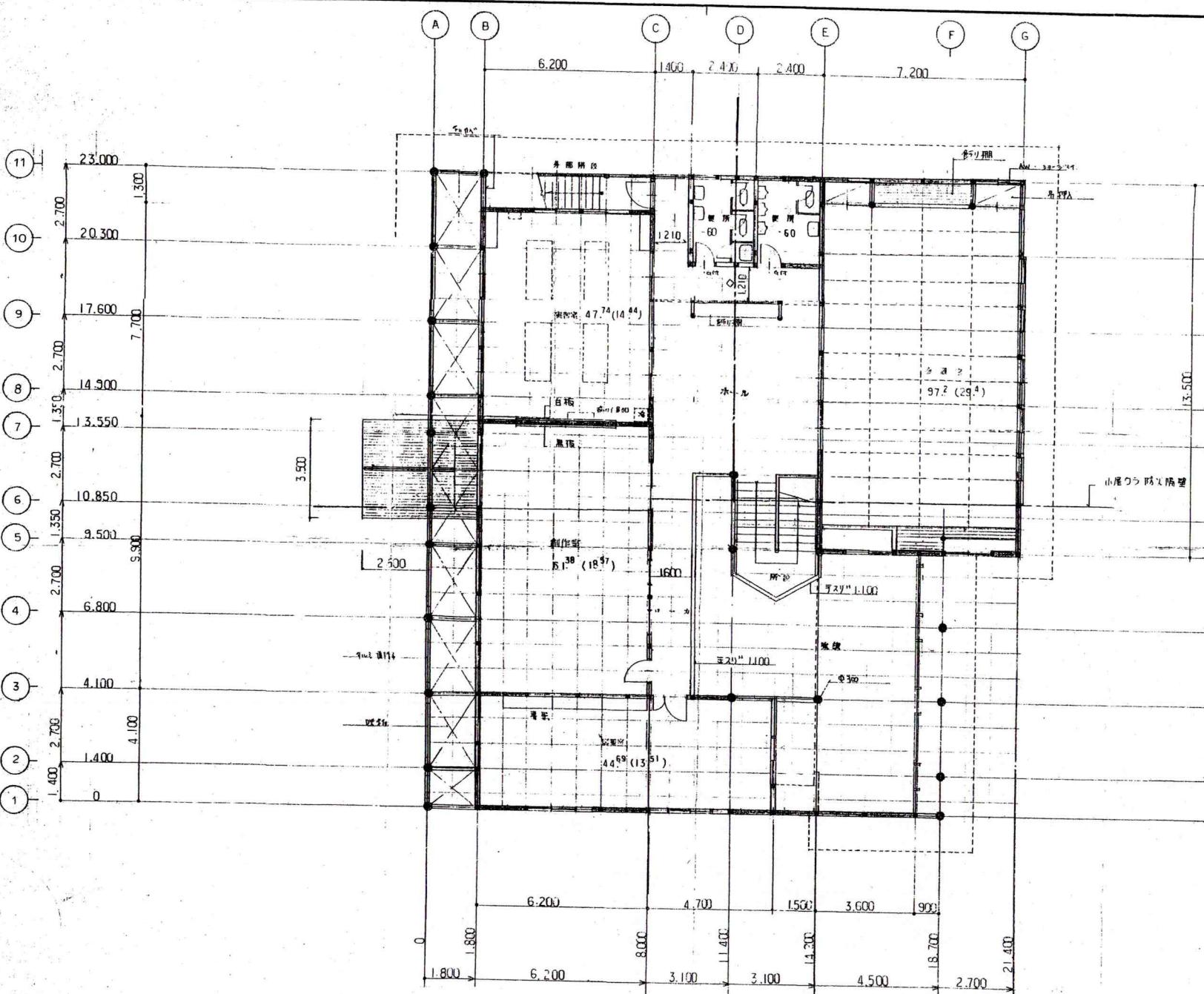
柱 150×150-2
150×150
筋力(打首) 挑生鉄筋 P24
筋力 45×90 (9.2kg)
一般丸柱 240+

* 項量計測は M-2.3
 ④ 换気扇
 4:3 ガラリ付

* 非常脱出用 E3 に付
 非常脱出用 E3 (ルーバー)

萬物內法寸法		
階段	內階段	外階段
市	1.200	900
行工	175	194.4
貳面	270	240

一階平面圖 1:100



目次

柱 150×150

* 壁面計算は構造計算書 P26

筋力子 45×90(ダミ子)

C 一般柱径 240φ

* 换気管計算は N-23

② 换気扇

6月 がり付

* 非常照明の写図は E-3

◇ 非常照明(床面)ルックス(ヒビ)

→ 有効内法寸法

→ 小屋裏隔壁 西面 (2FB+石綿瓦)

(多108-エントリヤ隔壁)

2階平面図 1/100

考:

たかと
株式会社 高人建築設計事務所



一級建築士 高橋正人 登録 第51667号

年月日 S61.8

図面名 2階平面図 Scale 1/100

